第四十一条第一項中「ある家屋」の下に「（耐震基準（地震に対する安全性に係る規定又は基準として政令で定めるものをいう。第二十四項において同じ。）又は経過年数基準（家屋の構造に応じた建築後の経過年数の基準として政令で定めるものをいう。同項において同じ。）に適合するものに限る。）」を加え、「において「既存住宅」を「及び第二十四項において「既存住宅」に、「及び第十項」を「、第十項及び第二十四項」に改め、同条第二十八項を同条第二十九項とし、同条第二十四項から第二十七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二十三項の次に次の一項を加える。

24　居住者が、建築後使用されたことのある家屋（耐震基準又は経過年数基準に適合するもの以外のものに限る。）で政令で定めるもの（以下この項において「要耐震改修住宅」という。）の取得をした場合において、当該要耐震改修住宅の取得の日までに同日以後当該要耐震改修住宅の耐震改修（地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替をいう。以下この項において同じ。）を行うことにつき建築物の耐震改修の促進に関する法律第十七条第一項の申請その他財務省令で定める手続をし、かつ、当該要耐震改修住宅をその者の居住の用に供する日（当該取得の日から六月以内の日に限る。）までに当該耐震改修（第四十一条の十九の二第一項の規定の適用を受けるものを除く。）により当該要耐震改修住宅が耐震基準に適合することとなつたことにつき財務省令で定めるところにより証明がされたときは、当該要耐震改修住宅の取得は既存住宅の取得と、当該要耐震改修住宅は既存住宅とそれぞれみなして、第一項及び第二十一項の規定を適用することができる。

第四十一条の五第七項第一号及び第四十一条の五の二第七項第一号中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十七年十二月三十一日」に改める。

第四十一条の八を次のように改める。

（給付金の非課税）

第四十一条の八　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に記録されている者（政令で定める日において住民基本台帳に記録されている者その他これに準ずる者として財務省令で定める者に限る。）のうち、平成二十六年度分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条（同法第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定によつて課する所得割を除く。以下この項において「市町村民税」という。）が課されていないもの又は市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除されたものである者（当該市町村民税が課されている者（当該市町村民税を免除された者を除く。）の同法の規定による扶養親族とされている者その他の財務省令で定める者を除く。）に対して市町村又は特別区から給付される給付金で、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）第七条第一号ハの規定に基づき、同号に規定する消費税率の引上げ（次項において「消費税率の引上げ」という。）に際しての低所得者に配慮する観点から給付されるものとして財務省令で定めるものについては、所得税を課さない。

2　児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当又は同法附則第二条第一項の給付の支給を受ける者その他の財務省令で定める者（平成二十五年の所得が同法第五条第一項に規定する政令で定める額以上である者その他の財務省令で定める者を除く。）に対して市町村又は特別区から給付される給付金で、消費税率の引上げに際しての児童の属する世帯への経済的な影響の緩和等の観点から給付されるものとして財務省令で定めるものについては、所得税を課さない。

第四十一条の九第四項中「と、「（同法）」とあるのは「（所得税法）」を削る。

第四十一条の十の見出し中「給付補てん金等」を「給付補**塡**金等」に改め、同条第一項中「給付補てん金」を「給付補**塡**金」に、「給付補てん金等」を「給付補**塡**金等」に改め、同条第二項中「所得税法第百六十四条第一項第二号又は第三号に掲げる非居住者」を「恒久的施設を有する非居住者」に、「給付補てん金等」を「給付補**塡**金等」に、「その者のこれらの規定に規定する事業に帰せられない」を「所得税法第百六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得に該当しない」に改め、同条第三項中「給付補てん金等」を「給付補**塡**金等」に改める。

第四十一条の十一（見出しを含む。）中「給付補てん金等」を「給付補**塡**金等」に改める。

第四十一条の十二第四項中「と、「（同法）」とあるのは「（所得税法）」を削り、同条第七項第三号中「を除く」を「その他政令で定めるものを除く」に改める。

第四十一条の十二の二第六項第一号ニを次のように改める。

ニ　利子が支払われる公社債で、その発行価額として財務省令で定める金額の額面金額に対する割合が財務省令で定める割合以下であるもの

第四十一条の十二の二第六項第三号イ中「が国内において」を「の恒久的施設を通じて」に改め、同条第七項中「と、「（同法）」とあるのは「（所得税法）」を削る。

第四十一条の十三第五項中「その者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定める」を「所得税法第百六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得に該当する」に改める。

第四十一条の十三の二第一項中「国内において」を「恒久的施設を通じて」に、「帰せられるものその他の政令で定めるもの」を「係るもの」に、「第百六十一条第一項第一号に規定する国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得」を「第百六十一条第一項第二号に掲げる国内源泉所得」に改め、同条第二項中「特例）」と」の下に「「係るものに限る」とあるのは「係るものに限るものとし、同法第四十一条の十二の二第六項第一号に規定する割引債の償還金（同条第一項第一号に掲げる償還金をいう。以下この項において同じ。）に係る差益金額（同条第六項第三号に規定する差益金額をいう。以下この項において同じ。）を含む」と」を加え、「（同条第一項第一号に掲げる償還金をいう。以下この項において同じ。）」及び「（同条第六項第三号に規定する差益金額をいう。第一号において同じ。）」を削り、「同条第三項」を「同項」に改め、「と、同項第一号中「係るものに限る」とあるのは「係るものに限るものとし、租税特別措置法第四十一条の十二の二第六項第一号に規定する割引債の償還金に係る差益金額を含む」」を削る。

第四十一条の十三の三第五項中「その者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定める」を「所得税法第百六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得に該当する」に改め、同条第七項第四号中「第百六十二条に規定する条約」を「第百六十二条第一項に規定する租税条約」に改め、同条第十三項中「特定振替割引債の発行者」を「特定振替割引債（第七項第七号に規定する振替国債又は同号に規定する振替地方債に該当するものを除く。）の発行者」に改める。

第四十一条の十四第二項第五号中「及び第九十五条」を「、第九十五条及び第百六十五条の六」に、「第九十五条中」を「第九十五条及び第百六十五条の六中」に改める。

第四十一条の十五の三第一項中「第百六十五条」を「第百六十五条第一項」に、「同項」を「同法第三十五条第四項」に改め、同条第三項中「第百六十一条第八号ロ」を「第百六十一条第一項第十二号ロ」に改める。

第四十一条の十八第一項中「平成二十六年十二月三十一日」を「平成三十一年十二月三十一日」に改める。

第四十一条の十九第一項中「第百六十五条」を「第百六十五条第一項」に改め、同項第二号中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同項に次の一号を加える。

三　第三十七条の十三第一項第五号に掲げる指定会社　当該指定会社により発行される株式

第四十一条の十九の四の次に次の一条を加える。

（国外所得金額の計算の特例）

第四十一条の十九の五　居住者の平成二十九年以後の各年において、当該居住者の所得税法第九十五条第四項第一号に規定する事業場等と同号に規定する国外事業所等（以下この条において「国外事業所等」という。）との間の同号に規定する内部取引（以下この条において「内部取引」という。）の対価の額とした額が独立企業間価格と異なることにより、当該居住者の各年分の同法第九十五条第一項に規定する国外所得金額の計算上、当該内部取引に係る収入すべき金額が過大となるとき、又は損失等の額（当該内部取引に係る同法第三十七条又は第三十八条に規定する必要経費に算入すべき金額に相当するもの又は資産の取得費に相当するものとして政令で定める金額をいう。）が過少となるときは、当該居住者のその年分の同項に規定する国外所得金額の計算については、当該内部取引は、独立企業間価格によるものとする。